

懲戒処分の公表

令和6年6月27日

豊橋市長 浅井由崇
豊橋市教育委員会
豊橋市議会議長 伊藤篤哉

下記のとおり懲戒処分を行ったので、「豊橋市職員の懲戒処分の公表基準」に基づき公表します。

【事案概要】

令和5年11月から令和6年3月までの間に福祉部職員1名が行った生活保護費、遺留金及び生活保護費返還金（計698,859円）についての着服行為、並びに所属職員に対する指導・監督の不徹底による管理監督責任。

【処分内容】

所属	福祉部
職務の級	主事
年齢	20歳代
性別	男
処分内容	免職
処分理由	地方公務員法第33条「信用失墜行為の禁止」違反。 地方公務員法第29条第1項第1号「法律に違反した場合」、第2号「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」及び第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当。

管理監督責任（発生当時福祉部に所属した管理監督者2名）

所属	議会事務局	福祉部
職務の級	参与（議会事務局長） （当時：福祉部長）	参事（生活福祉課長）
年齢	50歳代	50歳代
性別	女	男
処分内容	戒告	
処分理由	地方公務員法第33条「信用失墜行為の禁止」違反。 地方公務員法第29条第1項第1号「法律に違反した場合」及び第2号「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」に該当。	

その他、発生当時福祉部に所属した管理監督者5名

所属	福祉部	福祉部	福祉部	福祉部	教育部
職務の級	副参事	副参事	副参事	主査	副参事
年齢	50歳代	50歳代	50歳代	60歳代	40歳代
性別	男	男	男	女	男
処分内容	訓告				

【処分年月日】

令和6年6月27日